（別紙）

「プロスルホカルブ農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	良いと思います。	御意見ありがとうございます。
2	プロスカルホカルブ農薬蜜蜂影響評価書（案）について以下の通り、意見を述べる。 本評価書（案）では、評価結果として“ミツバチ群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる”との記載であるが、評価書の内容を確認するにあたり、あまりにも内容が貧粗で、客観的、定量的なデータが乏しい。 評価に使用している資料も40年も前の物を使用しており、あまりにも古すぎ、これらを基に“支障を及ぼすおそれがないと考えられる“と記載するのは、あまりにも無責任で、危険である。 再度、必要な試験を第三者機関で実施した上で、その結果を基に、総合的な判断をするべきである。 以下に評価書（案）の具体的な問題点を列挙する。	農薬の登録申請において提出が求められる農薬の蜜蜂への影響に関する試験成績（蜜蜂の蜂群への影響評価試験成績を除く。）については、当該試験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員、組織、試験実施の管理体制、内部調査体制及び試験データ等の保管管理について定めた農薬GLP*基準に従って行われる試験によるものでなくてはなりません。また、試験の実施に当たっては、国際機関である経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のガイドライン、ガイダンス等に沿って実施することとしています。 なお、農薬の蜜蜂への影響評価を行う農薬蜜蜂影響評価部会は、第三者である外部有識者で構成されています。 今回提出されている試験成績については、GLP基準に従って実施されていることを確認しており、また、その信頼性についてもOECDのガイドラインにおける要求項目と照らし、問題ないと判断しています。 *GLP(Good Laboratory Practice)：優良試験所規範（基準） https://www.acis.famic.go.jp/glp/pdf/nouyakuglp.pdf
	１． P2 農薬蜜蜂影響評価部会委員会名簿の記載されている委員の所属等が明記されていない。 どういう方が評価されているのかを明確にするべきである。	１．に対する考え方 以下のページに掲載している農薬蜜蜂影響評価部会（第15回）の資料のうち、資料３が農薬蜜蜂影響評価部会の委員名簿であり、所属等も明らかにしています。 （参考） https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/nouyaku/mitubati_15.html
	２． P5 申請に係る情報で“ニュージーランド等の国々で登録“となるが、等をつかわず国名を列挙していただきたい。 また、登録とあるが、何に登録されているのかが明確でない。使用禁止農薬に登録されているのか。	２．に対する考え方 御質問いただいている記載については、農薬として各国で登録されていることを参考情報として示しているものになります。 なお、農薬として登録されている国や地域が10を超えているため、代表的な国や地域のみ記載することとしております。
	３． P8 単回接触毒性試験結果が参照されているが1985年の資料で、40年も前の資料である。評価資料としてはあまりにも	３．及び４．に対する考え方 冒頭に記載のとおりです。

	古い。本試験を第三者機関で再度実施するべきである。 ４． P9　単回経口毒性試験結果が参照されているが 2009 年の資料で、16 年前の資料である。これについても、可能なら本試験を第三者機関で再度実施するべきである。 ５． P10　成虫反復経口毒性試験　　幼虫経口毒性試験　花粉・花蜜残留試験　蜂群への影響試験これらの試験結果が無い。試験結果が無いなら、本試験を第三者機関で実施するように提言し、その結果をもって総合的な判断をするべきである。 また、全体を通して西洋蜜蜂を対象に評価をされているが、蜜蜂影響評価書であることから日本在来種の日本蜜蜂についても評価を行うべきである。西洋蜜蜂と日本蜜蜂では蜜源が異なることもあるため、西洋蜜蜂だけで評価せず、日本蜜蜂を含めた評価とするべきである。	５．に対する考え方 試験要求に当たっては、海外・国内ともに蜜蜂の毒性試験を実施できる試験機関に限りがあるため、１巡目の再評価スキームにおいては、成虫の単回接触毒性試験を必須で要求しています。その結果蜜蜂に対して一定以上の毒性（11 μg/bee 未満）を有する農薬及び脱皮阻害等を起こすことで幼虫への影響が懸念される昆虫成長制御剤については、成虫の単回接触毒性試験以外の試験の提出を求めることとしています。 今回提出されている試験は、一定以上の毒性を有する農薬及び昆虫成長制御剤には当たらないため、成虫の単回接触毒性試験以外の試験については求めておりません。 （参考） 「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年３月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局調通知）の別紙２「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」（https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_touroku/attach/pdf/index-98.pdf） 御指摘のとおり、農林水産省では農業生産等への貢献も踏まえてセイヨウミツバチだけでなくニホンミツバチの保護も重要と考えております。農薬蜜蜂影響評価においては、養蜂に主に用いられ、かつ試験生物としても確立しているセイヨウミツバチを用いて評価を行うこととしております。 なお、ニホンミツバチを含む野生ハナバチ類については、陸域の生活環境動植物として、環境省が影響評価を行っています。

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。